

特殊車両の取扱について（お知らせ）

四日市港管理組合

四日市港管理組合では、当組合が管理する臨港道路における特殊車両の通行について、次のとおり取扱いますのでお知らせします。

1 臨港道路を通行できる車両の最高限度

臨港道路は、国道23号線や国道164号線に接続していることから、これら指定道路に準じて、車両制限令第3条第1項に定める指定道路を通行できる車両諸元と同様の車両まで通行できます。

また、セミトレーラー連結車及びフルトレーラー連結車についても、車両制限令第3条第2項に定める指定道路を通行できる重量の車両まで通行できます。

2 特殊車両許可申請等

前項の基準を超える車両を通行させようとする者は、次のとおり、四日市港管理組合に使用許可等を行ってください。ただし、臨港橋を経由する場合は、橋げた開閉装置を保護するため特殊車両の通行を認めません。

なお、申請等の様式は国道で使用する（車両制限令等で定める）様式と同じものを提出してください。

(1) 通行経路が霞4号幹線橋梁部（以下「4号幹線」という。）若しくは霞大橋を経由する場合又は臨港道路のみを通行する場合

① ②の申請書類を2部提出して下さい。ただし、臨港道路の特殊車両許可では、許可期間を指定しませんので、更新申請は必要ありません。（既許可車両は次回許可から許可期間の指定がなくなります。）なお、短期間の通行の場合は、通行期間を記入して下さい。

② 申請書類

ア 特殊車両許可申請書（令別記様式第一）

45フィートコンテナ車は車両区分欄にその旨を明記してください。

イ トラック・トラクタ内訳書（包括申請時）

ウ トレーラー内訳書（包括申請時）

エ 車両の諸元に関する説明書（課長通達別記様式第一）

オ 経路図

カ 自動車検査証の写し

キ 軌跡図（超寸法車及び45フィートコンテナ車の申請に限る）

ク 新規開発車両設計製作基準適合証明書、同（準）適合証明書、同判定参考書（新規開発車両の申請に限る）

ケ 車両寸法が記載された図面（車両の諸元に関する説明書の「車種区分のコード表」に記載されていない車両の場合に限る）

コ 超寸法及び超重量車両（別紙1の特殊車両許可基準の範囲を超える車両）の場

合は、申請者が「通行の安全性を検証した書類」を必ず添付してください（任意様式）。

(2) 4号幹線又は霞大橋を経由しない場合

次の書類を提出してください。提出方法は、郵送、FAX及びメールでも可能です。

① 接続道路の管理者に申請した提出書類の写し

② 同上許可書の写し

③ 経路図（臨港道路通行経路）

なお、臨港道路の通行条件は、国道の通行許可証の条件と同じとしますので、必ずその条件を遵守して通行してください。

また、臨港道路の通行は、書類に記載された通行期間内において可能であり、接続道路の管理者から更新申請が許可された時は、再度、これらの書類の届出を行ってください。

3 特殊車両通行許可

前項(1)の申請を、車両制限令と同様の方法で審査し、最高限度までの車両に対して通行許可証を発行します。

超寸法又は超重量車両に対しては、管理組合から通行の安全性を証する書面の提出を求めることがあります。

なお、4号幹線については、暫定2車線である間、重量条件がD条件以下に該当する場合、あるいは寸法条件がC条件以下に該当する場合は、通行を許可できませんので、霞埠頭への出入は霞大橋を経由してください。

4 その他

橋梁等の整備等により、通行許可証の条件にかかわらず、通行を禁止又は制限することがありますので、現場に設置する標識その他道路管理者の指示に従ってください。

5 お問い合わせ先

四日市港管理組合港営課管理担当 電話 059-366-7013

通行できる車両の最高限度

(車両制限令(以下、「令」という。)を準用)

臨港道路を自由に通行できる車両の最高限度は、以下の諸元を超えない車両とします。

1 最高限度車両の諸元(令第3条第1項の指定道路と同じ)

幅	2.5m		
重量	総重量	最遠軸距 5.5m未満	20 トン
		最遠軸距 5.5m以上 7m未満	22 トン(貨物が積載されていない状態における長さが9m未満のものにあっては、20 トン)
		最遠軸距 7m以上	25 トン(貨物が積載されていない状態における長さが9m未満のものにあっては20 トン、長さが9m以上11m未満のものにあっては22 トン)
	軸重	10 トン	
	隣り合う車軸に係る軸重の合計	隣接軸距が1.8m未満	18 トン(ただし、隣接軸重にかかる軸距が1.3m以上で、当該車軸に係る輪荷重が9.5 トン以下の場合には19 トン)
		1.8m以上	20 トン
輪荷重	5 トン		
高さ	4.1m		
長さ	12m		
最小回転半径	12m		

2 セミトレーラー連結車及びフルトレーラー連結車の総重量の最高限度(令第3条第2項の指定道路と同じ)

令第3条第2項に規定されるバン型、タンク型、ほろ枠型及びコンテナ又は自動車運搬用のセミトレーラー連結車並びにフルトレーラーで自動車及びけん引車がバン型の車両、タンク型の車両、ほろ枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車運搬用の車両であるものの総重量は次のとおり。

最遠軸距	総重量の最高限度
8m以上 9m未満	25 トン
9m以上 10m未満	26 トン
10m以上	27 トン

3 国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラー連結車(※3)の重量及び長さの最高限度は、1及び2の規定にかかわらず、次のとおり。

① 重量

車軸の数		最遠軸距	総重量の最高限度
自動車	被けん引車		
2	2	7.7m以上 8.7m未満	36.2 トン
		8.7m以上	37.5 トン
	3	9.3m以上 11.9m未満	37.5 トン
		11.9m以上	44 トン
3	2	8.6m以上 9.5m未満	36.2 トン
		9.5m以上 11.1m未満	37.5 トン
		11.1m以上	44 トン
	3	10.3m以上 12.8m未満	37.5 トン
		12.8m以上	44 トン

総重量	車軸の数		軸重の最高限度
	自動車	被けん引車	
38 トン未満	3	3	被けん引車にあっては、10 トン以下で最小軸距(m)の値に2.3を乗じ5を加えた値(トン)
38 トン以上	2	3	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第4条の2第1項の規定による告示で定める基準を満たすセミトレーラー連結車のうち、自動車にあっては11.5 トン、被けん引車にあっては10 トン以下で最小軸距(m)の値に2.3を乗じ5を加えた値(トン)、その他のセミトレーラー連結車のうち、被けん引車にあっては10 トン以下で最小軸距(m)の値に2.3を乗じ5を加えた値(トン)
	3	3	被けん引車にあっては、10 トン以下で最小軸距(m)の値に2.3を乗じ5を加えた値(トン)

総重量	車軸の数		輪荷重の最高限度
	自動車	被けん引車	
38 トン未満	3	3	被けん引車にあつては、5 トン以下で最小軸距 (m) の値に 2.3 を乗じ 5 を加え 2 で除した値 (トン)
38 トン以上	2	3	道路運送車両の保安基準第 4 条の 2 第 1 項の規定による告示で定める基準を満たすセミトレーラ連結車のうち、自動車にあつては 5.75 トン、被けん引車にあつては 5 トン以下で最小軸距 (m) の値に 2.3 を乗じ 5 を加え 2 で除した値 (トン)、その他のセミトレーラ連結車のうち、被けん引車にあつては 5 トン以下で最小軸距 (m) の値に 2.3 を乗じ 5 を加え 2 で除した値 (トン)
	3	3	被けん引車にあつては、5 トン以下で最小軸距 (m) の値に 2.3 を乗じ 5 を加え 2 で除した値 (トン)

※3 車両の通行の許可の手續等を定める省令第 1 条の 3 に規定に適合する車両であるものに限る。

② 長さ 16.5m

特殊車両許可基準

1 重量

通達「特殊車両通行許可限度算定要領 (S53. 12. 1 道交発第 99 号)」(通称：算定要領) に基づき審査します。

2 長さの上限 (ただし、海上コンテナ 45 f t は 17m を超える場合でも B 条件とします。)

		幅	2.50m 以下	2.50m 超え 3.50m 以下	3.50m 超
A 条件	単車		12.00m 以下	12.00m 以下	詳細審査
	セミトレー		14.00m 以下	19-(2×幅) 以下	
	フルトレー		14.00m 以下	19-(2×幅) 以下	
	ダブルス		14.00m 以下	詳細審査	
B 条件	単車		13.00m 以下	18-(2×幅) 以下	
	セミトレー		17.00m 以下	22-(2×幅) 以下	
	フルトレー		16.00m 以下	詳細審査	
	ダブルス		18.00m 以下		
C 条件	単車		16.00m 以下	21-(2×幅) 以下	
	セミトレー		20.00m 以下	25-(2×幅) 以下	
	フルトレー		19.00m 以下	詳細審査	
	ダブルス		21.00m 以下		
詳細審査又は不許可			C 条件を超える車両		

3 幅の上限

A 条件	3.00m 以下
B 条件	3.25m 以下
C 条件	6.50m 以下
詳細審査又は不許可	C 条件を超える車両

4 高さの上限

A 条件	4.10m 以下
B 条件	4.30m 以下
C 条件	4.80m 以下
詳細審査又は不許可	C 条件を超える車両

5 通行時間帯の指定

夜間	重量に関する通行条件が D となる車両。寸法のうち幅に関して通行条件が C となり、かつ車両の幅が 3m を超える車両。
全日	夜間以外

6 霞 4 号幹線通行の条件

霞 4 号幹線が暫定 2 車線である間、以下に該当する特殊車両の通行は原則として認めない。

- ・従来の許可基準に照らして、重量条件が D 条件以下に該当する特殊車両。
- ・従来の許可基準に照らして、寸法条件が C 条件以下に該当する特殊車両。